

総論 古文書の保存整理と地域・行政

なぜ、保存・整理するのか—古文書を取り巻く現状—それでは、私たちはどうして職員の仕事—「業務」として—古文書の整理や保存に携わらなければならないのでしょうか。例えば、「〇〇市史」といった自治体史を編纂し、地域の歴史を明らかにして、書籍の形でわかりやすく紹介するために、執筆の際の基礎史料となる古文書を整理する、といった明確な目的がある場合もあるでしょう。もちろん、地域の大切な文化遺産のひとつである歴史的な資料として文化財行政の一環を担い、整備・保存する責務を持つということはいふまでもありません。

近年、日本全国で「平成の大合併」が起きました。新潟県では、合併が始まる前には110余の市町村がありましたが、平成19年度には39市、1,907町、2,643村となり、現在も進行中です。市制・町村制が公布される明治37年以降、自治体は合併を繰り返してまいりました(表2)。その後何度かの大規模な合併によって、自治体の数が激減してまいりました(表2)。市町村数の減少率を見ると、全国でも新潟県でも、大幅に減少していることがわかります。それに伴い、自治体(の職員)が作成し保有してきた公文書～行政文書がその減少率と同様に激減し、ついには消失してしまっていたことが問題となりました。

市町村合併に伴う史料の消失の問題は、公文書ばかりではなかったのです。地域に残されている古文書等の歴史資料は、所蔵者が現地を離れてしまったりして、くたばられるかという危険性と隣り合わせの関係にあります。そこに災害などの不可抗力な事態が起れば、地域の古文書の損失は避けることができないという状況になるでしょう。最初に述べたように、古文書の損失や散逸、あるいは災害の復旧した後ほど、かつての地域のことを知りたい、調べる手立てはないかと探し回り、古文書の価値や重要性が再確認されることは多いのです。それは自治体がどのように姿や形を変えようとも、自治体を構成する地域それぞれのアイデンティティーの認識が必要になるからなのです。これを守り伝えることは、自治体という組織に与えられた使命なのかもしれません。

年	西暦	新潟県			全国			備考
		市町村数	市	町	市	町	村	
明治21	1888	1,366		4,280	3		71,314	市制・町村制前
明治22	1889	815	1	815	39		15,829	国施行後
明治34	1901	457	1	457				新潟県内大合併後
昭和25	1953	394	7	51	285	1,907	2,643	合併促進法前
昭和30	1955	117	20	50	536	1,936	960	河合造法後
平成11	1999	112	20	57	671	1,990	264	地方分権一括法前
平成19	2007	36	20	9	782	823	195	

表2 自治体数の変化(「新潟県市町村合併誌」「全国市町村変遷」を参考)

自治体職員として地域住民に与える使命—これまで述べてきたように、地域住民「や自治体外」から地域の歴史や文化財に関する質問や問い合わせという形で自治体に寄せられます。質問に対しては、直接回答するにすぎず、何か必要な情報がないか紹介するにせよ、職員として根拠に基づいたきちんとした対応(レファレンス)が求められます。この際についても同様で、できる場合はさておき、できない場合はその理由を明確でなければなりません。これらは、自治体という組織における「情報公開」の請求方法と同じことなのです。私たちが、地域住民から寄せられる地域の歴史を知りたい、勉強したいという請求に対して、応えていく責務があります。

総論 古文書の保存整理と地域・行政

なぜ、保存・整理するのか—古文書を取り巻く現状 それでは、私たちはどうして職員の仕事＝「業務」として、古文書の整理や保存に携わらなければならないのでしょうか。例えば、「〇〇市史」といった自治体史を編纂し、地域の歴史を明らかにして、書籍の形でわかりやすく紹介するために、執筆の際の基礎史料となる古文書を整理する、といった明確な目標がある場合もあるでしょう。もちろん、地域の大切な文化遺産のひとつである歴史的な資料として文化財行政の一端を担い、整備・保存する責務を持つということはいうまでもありません。

近年、日本全国で「平成の大合併」と呼ばれる大規模な市町村合併がありました。新潟県では、合併が始まる前には110余の市町村がありましたが、平成19年段階では35になり、現在も進行中です。市制・町村制が公布される明治21年（1888）以前、新潟県内には4360もの「村」がありました。その後何度かの大規模な合併によって、自治体の数や形も変わってきました（表2）。市町村数の減少度を見ると、全国でも新潟県でも、大幅に減少していることがわかります。それに伴い、自治体（の職員）が作成し保有してきた公文書＝行政文書がそのつと廃棄され、散逸し、ついには消失してしまっていたことが問題となりました。

市町村合併に伴う史料の消失の問題は、公文書ばかりではなかったのです。地域に残されている古文書等の歴史資料は、所蔵者が現地を離れてしまったりして、いつ失われるかという危険性と隣り合わせの関係にあります。そこに災害などの不可抗力な事態が起これば、地域の古文書の損失は避けることができないという状況になるでしょう。最初に述べたように、古文書の消失や散逸、あるいは災害の復旧した後ほど、かつての地域のことを知りたい、調べる手立てはないかと探し回り、古文書の価値や重要性が再確認されることは多いのです。それは自治体がどのように姿や形を変えようとも、自治体を構成する地域それぞれのアイデンティティーの認識が必要になるからなのです。これを守り伝えることは、自治体という組織に任された使命なのかもしれません。

年	西暦	新潟県			全国			備考		
		市町村総数	市	町	村	市町村総数	市		町	村
明治21	1888	4,360			4,360	71,314			71,314	市制・町村制前
明治22	1889	816	1		815	15,859	39		15,820	同施行後
明治34	1901	457	1		456					新潟県内大合併後
昭和28	1953	384	7	51	326	9,895	285	1,967	7,643	合併促進法前
昭和36	1961	117	20	50	47	3,432	556	1,936	980	同失効後
平成11	1999	112	20	57	35	3,229	671	1,990	568	地方分権一括法前
平成19	2007	35	20	9	6	1,800	782	823	195	

表2 自治体数の変遷 「新潟県市町村合併誌」「全国市町村要覧」を参考

自治体職員として地域住民に応える使命 こうした地域を知りたいという欲求は、地域住民（や自治体外）から地域の歴史や文化財に関する質問やその公開という形で自治体に寄せられます。質問に対しては、直接回答するにせよ、何か必要な情報や資料を紹介するにせよ、職員として根拠に基づいたきちんとした対応（レファレンス）が求められます。公開についても同様で、できる場合はさておき、できない場合はその理由が明確でなければなりません。これらは、自治体という組織における「情報公開」の開示方法と同じことなのです。私たちは、地域住民から寄せられる地域の歴史を知りたい、勉強したいという欲求に対して、応えていく責務があります。

地域住民のためにレファレンスサービスをしたり、公開したりするには、その準備が必要です。古文書を整理・保存し、目録などのデータを備えるということは、私たちにとって一番大切な地域住民への情報提供における基礎資料を整えるという重要な仕事なのです。このような前提の情報があれば、自治体側は公開基準に照らした説明が可能になり、住民側は知りたいこと、さらに深い情報を得ることができることでしょう。これにより、自治体は、「ここに聞けばわかる」という地域住民からの信頼感を得ることもできるようになるのです。これが「公開」の意義であると思います。

私たちの業務は大変地味な仕事ですが、自治体の存在意義を支える重要な意味を持っています。こうした歴史的な資料を取り扱う仕事に携わる意義と使命の重要性を知ってほしいと思います。

おわりにー「手引き」を紐解いた皆様へ 「古文書保存・整理の手引き」では、日常業務で古文書などの歴史的な史料を取り扱う方々を対象に、古文書と親しみ、所蔵者とお付き合いを深め、古文書が読めなくともできる仕事、古文書を読んでわかるとできるようになることを、段階的に紹介してきました。

古文書の保存・整理には、さまざまな方法・技術があり、課題として想定されるケースについても、すべてを取り上げることはできません。したがって、マニュアルとして全ての行動指針を示すということは、難しいことです。

しかしながら、この「手引き」で述べてきた事柄は、初心者向けという設定ではありますが、現段階では古文書の保存・整理の手段の中で、共通の最大公約数になる方法です。皆様には「手引き」を利用・参照しながら、それぞれの現場でそれぞれの実情にあった工夫をしていただければ幸いです。

あ と が き

「古文書保存・整理の手引き」編集のための古文書作業部会が最初に開かれたのは、平成15年(2003)10月のことでした。その1年前の平成14年(2002)、新潟県歴史資料保存連絡協議会(新史料協)は設立10周年の節目を越えて、活動の活性化が議論されていました。大規模な市町村合併が現実の問題として我々の眼前に現れ、新史料協そのものの運営の効率化と新たな方向性もさることながら、会員自治体の抱える史料の保存・活用に関する諸問題と、その解決の方法をどのように共有化できるかについても熱心に議論していたと思います。そこには古文書作業部会のメンバーも含まれていました。

こうした過程を経て、新史料協では「市町村合併と公文書保存」とともに「古文書保存の手引き作成」を活動の柱に据え、平成15年秋より3年計画で手引き作成に着手しました。まず手始めに、新史料協会員新潟県内110市町村に対して、「古文書の保存・活用に関するアンケート」を行い、その結果を作業部会委員がテーマを設けて綿密に分析・討議し、いま自治体が古文書の整理・保存事業を行うにあたっての問題点を抽出しました。そこで明らかになった課題は、古文書に関わる「人」の問題でした。つまり人材難(文書を分かる人を確保できない)・財政難(専門職員の採用には至らない)・育成難(文書が分かる人を育成するのは容易ではない)ということであり、今求められているのは、「誰でもできる整理・保存の方法」を提示することだという結論に達し、そうしたタイプの手引き書の開発を目標に掲げたのです。そして平成16年度は古文書整理法、平成17年度は古文書保存法をテーマに執筆内容の検討や調査研究を進めて、当初は平成18年度に執筆・刊行することを計画していました。

しかし予期せぬことが起こりました。平成16年、新潟県内は幾多の災害に見舞われ、7月には水害、10月には新潟県中越地震が起こったのです。新潟県全体が災害に翻弄されましたが、古文書作業部会委員もまた、直接・間接的に被災したり、いろいろな救済活動に参加するなどして、かつてない対応に迫られました。その結果、この災害に関する経験を手引きに盛り込むことが作業部会で提案され、そのための検討の時間を設け、刊行を1年先送りすることになったのです。「手引き」第4章はその成果であり、実際に救済活動に携わった作業部会委員の経験と生の声が反映されています。

古文書作業部会では、年度ごとにテーマを設定して執筆内容を検討しましたが、その成果を新史料協会員諸氏と共有するために、全国の先進事例の紹介や史料保存の相談会などを、新史料協の秋の研修会において、以下の内容で主催してきました。

平成17年度 古文書整理法(於新潟県立歴史博物館 長岡市)

「博物館的史料調査法の実践と課題」胡 光・松岡明子氏(香川県歴史博物館学芸員)

平成18年度 古文書保存法(於新発田市生涯学習センター)

「地域史料保存のための物理的コントロールシステム」

青木 睦氏(独立法人国文学研究資料館アーカイブズ系助教授)

これらの研修会も、古文書の整理・保存の方法についての理解を促進し、「手引き」作成のためには重要な一過程でした。参加者からも適時な研修として好評を得たことも付け加えて置きたいと思います。

災害による延期はありましたが、以上のような経過を経てできあがったのが本書です。これは作業部会委員・新史料協事務局など関係者各位の努力の成果といえますが、果たして当初目指したようなものになっているかどうか、不安もあります。この「古文書保存・整理の手引き」を手にする皆さんから広くご批判、ご叱正を賜り、今後さらにより良いものにしていければ、幸いに思います。

平成20年3月

(文責 新史料協古文書作業部会座長 長谷川 伸)

協力者一覧（五十音順・敬称略）

越佐歴史資料調査会、柏崎市立図書館、金山正子、加茂市史編さん室、木川りか、草間新一郎、後藤光晴、財団法人元興寺文化財研究所、桜井勝二、新発田市立図書館、上越市公文書館準備室、上越市立高田図書館、中央大学山村研究会、十日町情報館、独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所、長岡市教育委員会山古志分室、長岡市立科学博物館、長岡市立中央図書館文書資料室、新潟県立文書館、新潟県立歴史博物館、新潟市歴史博物館、新潟市歴史文化課、文化財保存修復学会、山野勝次、山吉哲久、和歌山県立文書館

新史料協古文書作業部会委員名簿

座長	長谷川 伸 平成15～19年 (新潟市歴史文化課博物館建設室→新潟市歴史博物館)
委員	加藤由美子 平成15～19年 (寺泊町教育委員会→長岡市教育委員会科学博物館)
	鈴木 秋彦 平成15～19年 (新発田市教育委員会生涯学習課→新発田市立図書館)
	中澤 資裕 平成15～19年 (加茂市教育委員会社会教育課市史編さん室)
	花岡 公貴 平成15～19年 (上越市史編さん室→上越市文化振興課→上越市立総合博物館)
	前嶋 敏 平成16～19年 (新潟県立歴史博物館)
事務局	本井 晴信 平成15～19年 (新潟県立文書館)
	中川 浩宣 平成15～18年 (同)
	五嶋 伸一 平成16～18年 (同)
	尾崎 法子 平成18・19年 (同)
	桑原 洋 平成19年 (同)

執筆分担

序章	長谷川
第1章	本井・中澤・花岡
第2章	長谷川・前嶋・加藤・花岡・鈴木
第3章	花岡・本井・尾崎・長谷川・加藤・前嶋・鈴木
第4章	本井・長谷川・加藤・前嶋
第5章	全員
終章	長谷川



古文書保存・整理の手引き

平成20年3月31日発行

編集 新潟県歴史資料保存活用連絡協議会 古文書作業部会
刊行 新潟県歴史資料保存活用連絡協議会 (略称 新史料協)
〒950-8602
新潟市中央区女池南3丁目1番2号 新潟県立文書館内
TEL (025) 284-6011 FAX (025) 284-8737
印刷 有限会社スタッフラン